

宮前区地域デザイン会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項、「区における行政への参加の考え方」（令和3年5月策定）及び「川崎市地域デザイン会議運営指針」（令和6年月策定）に基づき、より多くの区民の参加機会の拡充を図るとともに、多様な市民意見を聴取し地域課題の解決につなげていくことを目的として、宮前区地域デザイン会議を設け、その運営に関し、必要な事項を定める。

（運営の基本的な考え方）

第2条 運営における基本的な考え方として、次に掲げる事項に留意する。

- （1）大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「区における行政への参加の場」を制度として保障・充実させるため、より多くの区民が関わり参加しやすい機会の拡充を図る。
- （2）地域デザイン会議は、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする。
- （3）より複雑化する地域課題に対応するため、区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決につなげていく。

2 地域デザイン会議においては、議題やテーマに応じて取組の方向性を設定し、地域課題の解決に向けた取組につなげていく。

【取組の方向性の例】

- ・ビジョン型（区計画・区のまちづくりへ反映）

- ・環境づくり・機運醸成型
- ・具体的な課題解決型 など

(議題等の選定)

第3条 区役所は、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、社会情勢、区民のニーズ、地域特性などを踏まえながら、地域との様々な対話や意見聴取の機会を通じて把握した地域課題の中から、区民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを議題等として選定する。

(謝礼金)

第4条 地域デザイン会議の参加者への謝礼金は、原則として支払わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 学識経験者などの有識者から意見を求める場合
- (2) 無作為抽出により市民参加を求める場合
- (3) その他区長が認める場合

2 前項各号に掲げる場合の謝礼金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号による場合は、川崎市職員研修講師謝礼支払基準（20川総研第491号市長決裁）を適用する。
- (2) 前項第2号及び第3号による場合は、市長が別に定める。

(区長の役割)

第5条 区長は、地域デザイン会議の適正かつ円滑な運営を図り、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

(庶務)

第6条 地域デザイン会議に関する庶務は、宮前区役所まちづくり推進

部企画課において処理するものとする。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域デザイン会議の運営に関する事項は、区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。